

今後 10 年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応 ～指針をもとに率先して協働で取り組んでいくこと～

本指針検討に向けて実施した「小規模集落ヒアリング」において、共通して語られた4つの課題を、今後暮らし続けるにあたり特に対応が必要となる重要な課題としてその対応の考え方を手引的に示しています。これらは、将来的にどの区や地域でも対応が必要となる重要な課題と考えられ、市と地域住民が協働し、率先して取り組んでいく必要があります。

災害時の安全確保

被害を最小限に食い止め、迅速に災害に対応できるよう、地区防災計画を整備し、家族や地域、防災関係機関との連携を深め、自助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。特に、市民や地域等が一体となり、状況に応じた支え合いの環境づくりを進めていくことが重要です。

農地・土地利用

個人・営農組合いずれも高齢化が進む中、農機の共有や若い人材の受け入れとともに、耕作を続ける農地の選別を進めていく必要があります。より小規模となっている区では、体制を組むことも困難な状況が近づいており、農地をどのように整理するのかなど土地利用方法を検討する必要があります。

移動の支援

高齢者のみならず、子育て世代や中高生等も含め、市民の日常生活に必要な移動が困難な方に対する移動手段の必要性が高まっています。移動販売や個配などのサービス、公共交通など移動に関わるサービスを今後も維持していくために積極的な利用が重要です。

空き家対策・移住者の受け入れ

状態の良い空き家は、空き家バンク等の取り組みで移住者の受け入れにつなげていくことが求められる一方、空き家になる前からその管理方法を考えることが求められており、行政や区の啓発が重要です。移住者の受け入れには、生活スタイルやニーズが多様化している中で移住者が円滑に地域に馴染めるように行政と地域が連携した取組を継続することが重要です。

4つの課題についての区・地域自治協議会・行政それぞれの具体的な役割と今後の対応の考え方は指針本編に記載しています。

指針策定経緯

調査

令和5年度に「小規模集落」と「地域自治協議会」へのヒアリング調査等を実施し、指針検討の基礎資料としました。



パブコメ

懇話会で検討した指針の案をもとに令和7年6～7月にパブリックコメント（パブコメ）を実施し、広く市民から意見を募集し、指針に反映しました。

パブリックミーティング

上記パブコメに合わせ、指針案の説明とその内容について質疑や、市民同士が意見交換を行うパブリックミーティングを市内4ヶ所で開催しました。



懇話会

令和6年度に指針を検討する「地域コミュニティの在り方懇話会」を設置、計5回開催しました。また、指針概要案について9地域で開催したまちづくりフォーラムで説明と意見聴取を行いました。



4つのWG

自治協のあり方、区・自治協・行政の関係性、支援体制、生活課題への対応等を具体的に検討するワーキンググループ（WG）を4つ設置し、計13回開催しました。



協働の指針全文はこちら

本資料は簡易版となっています。指針全文は朝来市ホームページで読むことができます。

<https://0000000000>

問い合わせ先（令和7年度時点）

朝来市まちづくり協働部市民協働課市民協働係
〒669-5292
朝来市和田山町東谷213番地1本庁舎本館
Tel：079-672-3065 Fax：079-672-4041（代）

これからの朝来市の地域づくりと「協働」

地域協働の指針 （簡易版）

地域が大きく変化する中、朝来市が目指すまちづくりにとってますます重要になっている「地域協働のあり方」を示しています。概ね10年後に実現を目指す指針です。



2025（令和7）年
朝来市

■ 地域自治とは

朝来市では、共助の担い手として、生活に密着している部分は区が担い、地域全体の課題解決や魅力づくりなどは地域自治協議会が担ってきましたが、これらの役割や関係性は、地域の特性や社会情勢によって異なることから、それぞれの役割を常に確認しながら、協働し、地域自治を担うことが重要です。

公助（行政）は、担い手不足や地域課題の多様化・複雑化の中でも共助がうまく機能するように共助を支える必要があることを念頭に地域協働を推進していきます。

事例：区へ出向き取り組む

地域自治協議会



和田山地区地域自治協議会では、元気アップいこいの場「ヨリササ和田山」として、区の集会所等へ健康体操・サロンを出張型で実施しています。移動の負担を軽減することで、より多様な方々の参加を期待し開始しました。令和6年度は7区で実施、男性が全体の2割程度参加されたことや、90代の方も参加されました。また1つの区では、これをきっかけに月1回集まって健康体操を実施するようになりました。

事例：居住者がいなくなった

区への対応



いくの地域自治協議会では、平成26年度に住民がゼロになった菖蒲沢（しょうぶざわ）区に対して、事務局が年数回、車で巡回して異常がないか確認しています。これまでに道路の陥没を発見し、生野支所に連絡したことがありました。

目指す「地域協働」の姿

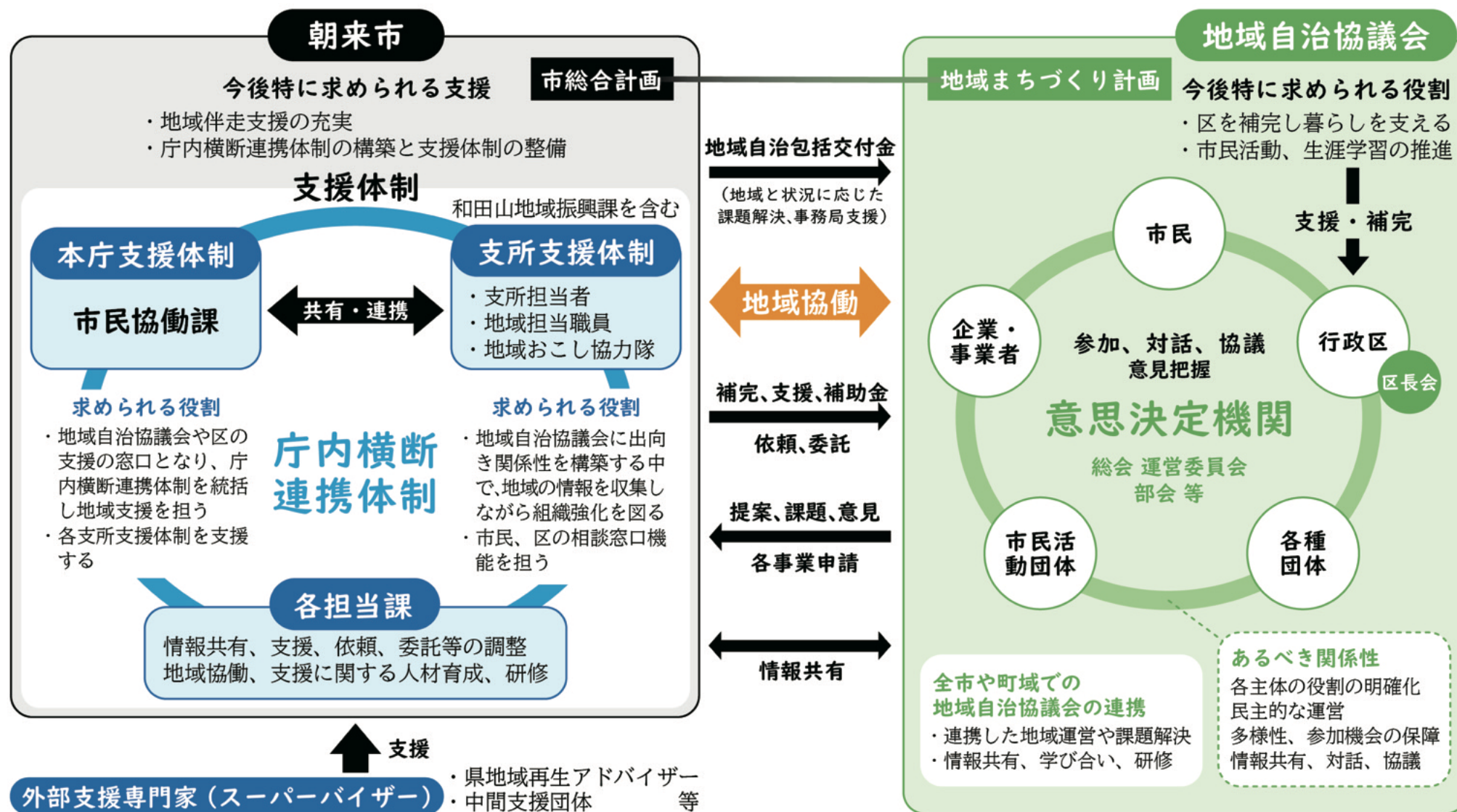
■ 区・地域自治協議会・市との関係性

平成24年度に取りまとめた第3次分権型社会システム検討懇話会后「朝来市地域協働アクションプラン」の考え方を踏まえ、区と地域自治協議会を主とした自治による地域運営を目指すとともに、市は地域自治協議会を地域協働の基盤として位置づけ、連携して地域協働を促進できる体制の構築を目指します。（下記の図参照）

■ 地域協働とは

「地域協働」とは、朝来市自治基本条例に基づき、区・地域自治協議会・行政が協働し、地域づくりをすすめていくための関係性を定義するものです。

朝来市では、区を中心として様々な団体や個人が参加する地域自治協議会が「協働」における大きな存在であり、市民活動団体と行政の協働だけでなく、地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公共サービスを、地域自治協議会と行政が協議、役割分担し、地域が主体的に実行していく「地域協働」の仕組みをさらに充実、進展させることがますます重要となっています。



事例：地域内の事務機能を補完



与布土地域自治協議会では、区長会、財産区、教育後援会の3つの団体の事務を請け負い、また多面的機能支払交付金広域化組織「与布土広域郷守会」の事務も事務局員が担っています。これまで輪番制で各組織が別々に会計等の担当者を選任し、実施していた事務作業の負担や支払い事務が軽減されています。

事例：「やりたい」を大切に

した組織・活動づくり



粟鹿地域自治協議会では部会員から「夜の会議に参加しづらい」という意見があり、日中に集まる機会を作りました。そこに集まった女性の方々がやりたいことを実現するグループ「コスモス会」を結成。現在は、地域内のイベントでの飲食販売や自主企画イベントの開催、寄せ植えて朝来市「オープンガーデン」に参加する等地域の方々と交え活動しています。

■ 行政の協働支援、地域住民による自治の支援

地域自治協議会への支援体制としてある支所機能や地域担当職員制度などの仕組みを活かし、地域協働を進めるための庁内の連携やノウハウの蓄積、引き継ぎなどの体制構築がスムーズに行える、庁内チーム体制を構築します。地域自治協議会の支援や地域自治協議会と連携した区の支援、

行政と地域自治協議会の協働を支援することを目指します。

そのために、市は市民、地域の多様な主体が協働し、多分野の課題の共有や解決に向けた研究、市民等と協働する仕掛けづくりなど、庁内の分野を横断した連携体制を構築し、支援策を検討していきます。

■ 地域自治協議会のあり方・区との関係

地域自治協議会は、朝来市自治基本条例に「多様な主体で構成された一つの自治組織」として位置づけられた地域運営組織です。

今後は「地域の総意が反映される運営によって地域の代表性を担保すること」、「人と人がつながる仕組みをつく

ること」、「まちづくりに多様な人たちが関われる運営を行うこと」、「関係人口の参画によるまちづくり」、「地域住民、区と行政をつなぐ役割」といった視点と機能を念頭に、地域住民の活動支援、区の補完、暮らしを支える事業に取り組んでいくことが求められます。